

東三河国有林の地域別の森林計画書

(東三河森林計画区)

(変更)

(平成25年12月変更)

計 画 期 間

自 平成25年 4月 1日

至 平成35年 3月31日

中 部 森 林 管 理 局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成25年4月1日～平成35年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

今回、森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、林内路網の整備を促進し森林整備・保全の推進を図るため、林道の開設又は拡張に関する計画、及び災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林整備及び治山事業に関する計画をそれぞれ変更するものである。

この変更は、平成26年4月1日に効力を生じるものとする。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

目 次

II 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画	1
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(3) 実施すべき治山事業の数量	2

II 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	設 楽 町	菜 畑	1.35 (1)	90	1		89～91
〃	〃	〃	〃	胡 麻 沢	1.00 (1)	88	1		169, 170
〃	〃	〃	〃	榎 尾 分 水 支 線	1.20 (1)	140	1		135, 136, 138, 139, 155
〃	〃	〃	〃	駒 ケ 原 第 三	0.37 (1)	18	1		28
〃	〃	〃	〃	パ ラ ゴ 沢	1.20 (1)	90	1		122, 124
〃	〃	〃	〃	高 松	1.20 (1)	33	1		115
〃	〃	〃	〃	西 川 第 二	1.80 (1)	56	1		111, 112
〃	〃	〃	〃	藤 立 環 状	2.90 (1)	68	1		66, 67
〃	〃	〃	〃	出 来 山	0.91 (1)	27	1	変-①	74, 80, 88, 89
〃	〃	〃	〃	滝 沢	0.33 (1)	36			14
〃	〃	〃	〃	鳥 居	0.57 (1)	31			72
〃	〃	〃	〃	返 り 水 支 線	1.35 (1)	48			172
				小 計	14.19 (12)	724	9		
開設	自動車道	林業専用道	豊 橋 市	岩 崎	0.50 (1)	40	1		1248, 1249
〃	〃	〃	〃	石 巻	0.89 (1)	52			1219, 1220
				小 計	1.39 (2)	92	1		
				計	15.57 (14)	816	10		

表一 拡張 [略]

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年 の計画		
設楽町	5～17、19～55、64～186、 190、213～217	10	10	溪間工、山腹工、本数調整伐	
新城市	205～212、218～227、231～235	2	2	溪間工、本数調整伐	
豊橋市	1216～1230、1233～1265	2	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
計		14	14		

注 治山事業施工地区数欄には、実施すべき治山事業（森林整備を除く。）の数量を計上。